

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市市税条例(第 32 号議案関係)(専決) 1
- 舞鶴市市税条例(第 35 号議案関係) 6
- 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和 3 年条例第 22 号) 18
- 舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 20
- 舞鶴市都市公園条例 23

舞鶴市市税条例旧新対照表(第 32 号議案関係)

旧	新
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 から 8 まで (略)</p> <p>9 <u>法第 321 条の 8 第 60 項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 60 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 から 14 まで (略)</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 69 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号の条例で定める割合は、<u>4 分の 3</u>とする。</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 23 項</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 24 項第 1 号</u>の条例で定める割合は、3 分の 2 とす</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 から 8 まで (略)</p> <p>9 <u>法第 321 条の 8 第 62 項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 62 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 から 14 まで (略)</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 71 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号の条例で定める割合は、<u>5 分の 4</u>とする。</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 22 項</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 23 項第 1 号</u>の条例で定める割合は、3 分の 2 とす</p>

旧	新
<p>る。</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 24 項第 2 号</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 24 項第 3 号</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>7 <u>法附則第 15 条第 25 項第 1 号</u>の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>8 <u>法附則第 15 条第 25 項第 2 号</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>9 <u>法附則第 15 条第 27 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>10 <u>法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>11 <u>法附則第 15 条第 27 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>12 <u>法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>13 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>14 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 34 項</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>16 <u>法附則第 15 条第 42 項</u>の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>17 <u>法附則第 15 条第 46 項</u>の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>18 及び 19 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>る。</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 23 項第 2 号</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 23 項第 3 号</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>7 <u>法附則第 15 条第 24 項第 1 号</u>の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>8 <u>法附則第 15 条第 24 項第 2 号</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>9 <u>法附則第 15 条第 26 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>10 <u>法附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>11 <u>法附則第 15 条第 26 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>12 <u>法附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>13 <u>法附則第 15 条第 26 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>14 <u>法附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 33 項</u>の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>16 <u>法附則第 15 条第 39 項</u>の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>17 <u>法附則第 15 条第 43 項</u>の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>18 及び 19 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

旧	新
<p>第7条の3 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申</p>	<p>第7条の3 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に</p>

旧	新
<p>告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税に</p>

旧	新
	<p>については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第 35 号議案関係)

旧	新
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第 18 条の 4 法第 20 条の 10 に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の納税証明書の<u>交付手数料</u>は、証明書 1 枚ごとに 300 円とする。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 の規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第 18 条の 4 法第 20 条の 10 に規定する納税証明書の交付<u>(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の納税証明書の<u>交付の手数料</u>は、証明書 1 枚ごとに 300 円とする。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 の規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

旧	新
<p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第35条の3の2 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第34条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第35条の3の2 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第34条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>

旧	新
<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の2の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」と</p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の2の2の</p>

旧	新
<p>いう。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3から9まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3から9まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)</u>の氏名</p> <p>(3) (略)</p>

旧	新
<p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>附 則</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 3 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)</u>をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>附 則</p>

旧	新
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条及び第35条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から17まで (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条及び第35条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から17まで (略)</p> <p>18 <u>法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>

旧	新
<p><u>市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p>

旧	新
<p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>

旧	新
<p><u>む。)</u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の3の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第17条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により</u>配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影</p>	<p>新</p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の3の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第17条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の<u>所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)</u>第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影</p>

旧	新
<p>響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の2の2の規定を適用する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第22条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の2の2の規定を適用する。</p> <p>(削除)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中舞鶴市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第4条の3の2第1項、第14条の2第3項及び第</p>

旧	新
	<p>21 条の改正規定並びに同条例附則第 22 条を削る改正規定並びに第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 35 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項の改正規定並びに同条例附則第 13 条の 3 第 2 項、第 17 条の 2 第 4 項並びに第 17 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和 3 年条例第 22 号)附則第 2 項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第 5 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日</p> <p>(3) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 18 条の 4 第 1 項の改正規定及び次項の規定 令和 6 年 4 月 1 日 (納税証明書に関する経過措置)</p> <p>2 前項第 3 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例第 18 条の 4 第 1 項(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>3 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1 号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の舞鶴市市税条例(次項において「旧条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の</p>

旧	新
	<p>例による。</p> <p>4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。</p> <p>5 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第22号)旧新対照表

旧	新
<p>(舞鶴市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条第2項中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>に限る」に改める。</p> <p>附則第2条の3第1項中「うちその者」を「うち、その者」に改め、「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>附則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。</p> <p>附則第7条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。</p> <p>17 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第4項において「新条例」という。)の<u>規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3から6まで (略)</p>	<p>(舞鶴市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条第2項中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族</u>」の右に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者</u>に限る」に改める。</p> <p>附則第2条の3第1項中「うちその者」を「うち、その者」に改め、「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>附則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。</p> <p>附則第7条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。</p> <p>17 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第4項において「新条例」という。)の<u>第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第2条の3第1項の規定</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3から6まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる</p>

旧	新
	<p>規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 36 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 36 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項、第 14 条の 2 第 3 項及び第 21 条の改正規定並びに同条例附則第 22 条を削る改正規定並びに第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 35 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項の改正規定並びに同条例附則第 13 条の 3 第 2 項、第 17 条の 2 第 4 項並びに第 17 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和 3 年条例第 22 号)附則第 2 項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第 5 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略) (市民税に関する経過措置)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100円</u> を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金</p>

旧	新
<p>額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>

旧	新
	<p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市都市公園条例

旧	新
<p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園並びにアジサイ園)にあっては、市長。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条の2 陶芸館及びその附属設備の利用許可を受けた者は、別表第2の3に定める使用料を、ツバキ園及びアジサイ園の利用許可を受けた者は、別表第2の4に定める使用料を、納付しなければならない。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第2条の4(第2項を除く。)、第4条の2、第4条の3及び第10条の2(第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第2条の4第1項ただし書中「指定管理者(舞鶴自然文化園及び陶芸館にあっては、市長)」とあり、第4条の2第1項中「指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園並びにアジサイ園)にあっては、市長。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第2項から第4項まで及び第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使</p>	<p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園、アジサイ園並びに紅葉園)にあっては、市長。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条の2 陶芸館及びその附属設備の利用許可を受けた者は、別表第2の3に定める使用料を、ツバキ園、アジサイ園及び紅葉園の利用許可を受けた者は、別表第2の4に定める使用料を、納付しなければならない。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第2条の4(第2項を除く。)、第4条の2、第4条の3及び第10条の2(第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第2条の4第1項ただし書中「指定管理者(舞鶴自然文化園及び陶芸館にあっては、市長)」とあり、第4条の2第1項中「指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園、アジサイ園並びに紅葉園)にあっては、市長。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第2項から第4項まで及び第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使</p>

旧			新		
用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 別表第2(第2条関係) 有料公園施設及び無料公園施設			用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 別表第2(第2条関係) 有料公園施設及び無料公園施設		
都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設	都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設
東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場		東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場	
五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー		五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー	
引揚記念公園	舞鶴引揚記念館		引揚記念公園	舞鶴引揚記念館	
舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)、赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)、赤れんが4号棟(赤れんが工房)、赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール))		舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)、赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)、赤れんが4号棟(赤れんが工房)、赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール))	
青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツセンター)、陶芸館、舞鶴市民レジャー施設(パターゴルフ場、ちびっこゲレンデ)	多目的広場	青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツセンター)、陶芸館、舞鶴市民レジャー施設(パターゴルフ場、ちびっこゲレンデ)	多目的広場
舞鶴文化公園	舞鶴文化公園体育館、舞鶴市民レジャー施設(文化公園プール)、多目的屋内施設(文化公園多目的施設)	多目的広場	舞鶴文化公園	舞鶴文化公園体育館、舞鶴市民レジャー施設(文化公園プール)、多目的屋内施設(文化公園多目的施設)	多目的広場
泉源寺公園	多目的屋内施設(泉源寺多目的施設)		泉源寺公園	多目的屋内施設(泉源寺多目的施設)	

旧			新		
舞鶴自然文化園	ツバキ園、アジサイ園		舞鶴自然文化園	ツバキ園、アジサイ園、 <u>紅葉園</u>	
舞鶴親海公園		舞鶴親海公園海釣護岸及び漁村活性化センター	舞鶴親海公園		舞鶴親海公園海釣護岸及び漁村活性化センター
前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)		前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)	
伊佐津川運動公園	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート)		伊佐津川運動公園	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート)	
備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。			備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日まで、 <u>紅葉園にあつては10月1日から11月30日までの期間</u> において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。		
別表第2の4(第9条の2関係) ツバキ園及びアジサイ園使用料			別表第2の4(第9条の2関係) ツバキ園、 <u>アジサイ園及び紅葉園</u> 使用料		
区分	使用料		区分	使用料	
大人	1人1回500円		大人	1人1回500円	
小人	1人1回250円		小人	1人1回250円	
備考 (略)			備考 (略)		
			改正附則 この条例は、公布の日から施行する。		